

福祉・介護人材の処遇改善事業

福祉・介護職員の賃金アップのための資金を交付
平成24年度以降も処遇改善に取り組み

申請はお済み
ですか？

【助成金の概要】

- 「福祉・介護人材の処遇改善事業」は、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約1,070億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「介護職員処遇改善交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、本事業についても政府として同様の方針で引き続き取り組みを進めていくことから、本事業を積極的にご活用いただくようお願いいたします。

介護以外に従事していても 福祉・介護職員として勤務していれば助成対象に

【助成金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上のホームヘルパー、生活支援員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、福祉・介護職員として勤務していれば対象（※）にできます。

※ 事務処理要領に定める対象職種（生活支援員、作業指導員、介護職員等）として、常勤換算数に算入されることが前提です。

助成金の申請はお早めに

【助成の手続き】

- 助成金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、福祉・介護職員の賃金改善に充当するための資金が報酬とは別に助成されます。
- 助成金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月中に申請いただいた事業者に限り、10月サービス提供分又は11月サービス提供分からさかのぼって交付することも可能です。
- 平成22年度以降は、キャリア・パスに関する要件等を加えることを予定しています。

都道府県の障害福祉窓口にご相談ください

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の障害福祉担当課までお問い合わせください。